

中之条町定住促進対策住宅取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口の減少を抑制し、定住の促進及び地域の活性化を図るため、町内に住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住の意思を持って中之条町（以下「町」という。）の住民基本台帳に記載され、生活の実態があることをいう。
- (2) 住宅 町内に所在する専用住宅、併用住宅（個人住宅のほかに店舗、事務所及び賃貸住宅の部分がある建物をいう。）で個人が所有し、自己の居住の用途に供する建物をいう。
- (3) 町内業者 町に法人町民税を納付し、かつ、町内に事業所を有している法人及び町内で営業する個人事業者で、見積書、契約書、領収証等を町内の事業所で発行できる事業者をいう。
- (4) 子育て世帯 住民基本台帳に記載されている世帯で、申請日において中学生以下（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する9年の普通教育を修了するまでをいう。）の子を養育している世帯をいう。
- (5) 若年層世帯 住民基本台帳に記載されている世帯で、申請日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日において、夫婦の合計年齢が80歳未満で戸籍上婚姻関係のある者がいる世帯をいう。
- (6) 取得 請負契約又は売買契約により、適正な対価を支払って入手（相続、贈与及び交換によるものは除く。）することをいう。
- (7) 住宅取得価格 住宅の取得に係る契約書に基づき支払った金額をいう。
- (8) 完了日 取得した住宅への転居日、転入日又は登記の日のいずれか遅い日をいう。

(補助対象)

第3条 補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 取得した住宅に係る所有者（対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、当該共有者の内から選任された代表者1人）であること。
- (2) 取得した住宅に居住する全員が町税等租税公課を滞納していないこと。

- (3) この要綱に基づく補助金を過去5年に受けていないこと。
- (4) 本事業完了日から5年以上定住すること。
- (5) 平成28年4月1日以降に取得した住宅であること。
- (6) 取得した住宅に居住する全員が中之条町暴力団排除条例（平成24年中之条町条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 当該住宅取得について、町の条例、規則その他に定める補助金を受けていないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認等及び関連規定に適合していること。
- (3) 昭和56年6月1日以降に建築された住宅については、現行の耐震基準に適合していることを証明できること（確認済証若しくは建築確認証明書があるもの又は耐震診断を受け、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅について、上部構造評点1.0以上とする耐震改修工事を実施したことを証明できるものに限る。）。

（補助金額）

第5条 補助金額は、基本補助金の額及び加算補助金の額の合計額とする。

（基本補助金の額）

第6条 基本補助金は、次に掲げる額とする。

- (1) 新築住宅に係る補助金の額は、住宅取得価格の40分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い金額を上限とする。ただし、町内業者施工の場合、住宅取得価格の20分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）又は100万円のいずれか低い金額を上限とする。
- (2) 中古住宅に係る補助金の額は、住宅取得価格の40分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）又は25万円のいずれか低い金額を上限とする。

2 併用住宅にあつては、取得価格のうち、居住の用途に供する部分の金額を住宅取得価格とする。ただし、これにより難しい場合は、前号の規定により算出した額に、居住の用途に供する部分の床面積を延べ面積で除した値を乗じて得た額とする。

（加算補助金の額）

第7条 加算補助金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額を

合算した額とする。

(1) 子育て世帯加算 中学生以下の子ども1人につき10万円(最大4人まで)を加算して補助する。

(2) 若年層世帯加算 10万円を加算して補助する。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、完了日の翌日から起算して90日以内に中之条町定住促進対策住宅取得費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 補助対象住宅に居住後の世帯全員記載の住民票(発行後3ヶ月以内で続柄及び本籍記載のもの)

(2) 住宅取得に関する契約書の写し

(3) 住宅取得代金支払領収書の写し

(4) 補助対象に係る不動産の全部事項証明書(所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの)

(5) 建築基準法に基づく検査済証の写し又は第4条第1項第3号に規定する現行の耐震基準に適合していることを証明する書類

(6) 住宅の案内図、配置図及び各階平面図

(7) 町税等租税公課に未納のないことを証明する書類(発行後3か月以内、申請者及びその住宅に住む者であって、申請日の属する年度の4月1日において15歳以上の者。ただし、学生にあつては、在学証明書等でも可)(転入者に限る。)

(8) 住宅の完成時又は取得時の写真

(9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、中之条町定住促進対策住宅取得費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により交付が決定した申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに中之条町定住促進対策住宅取得費補助金交付請求書(別記様式第3号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による請求書が提出された場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(調査)

第12条 町長は必要があると認めるときは、その実情を調査することができる。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときには、中之条町定住促進対策住宅取得費補助金交付決定取消通知書(別記様式第4号)により交付決定者に通知し、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(3) 取得後5年以内に該当住宅の所有権を喪失、又は転居、転出したとき。

(4) 前3号のほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときには、中之条町定住促進対策住宅取得費補助金返還命令書(別記様式第5号)を交付し、期限を定め、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条に規定する補助金の交付決定を受けた交付決定者に対する補助金の交付及び第13条に規定する補助金の返還については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則(平成28年4月7日)

この要綱は、平成28年4月7日から施行する。